

がん患者医療用補整具購入費助成事業に関するQ & A

対象者・対象となる補整具について

Q：住所は見附市ではありませんが、見附市内の病院に入院・通院しています。対象になりますか。
見附市に住民票がある方を対象としております。申請時点で見附市に住民登録のない方は対象となりません。ただし、お住まいの市区町村で助成を行っている可能性がありますので、住民票のある市区町村へお問い合わせください。
Q：対象外となる病気はありますか。
対象となる病気は悪性新生物〔がん〕と診断されたものです。 白血病や悪性リンパ腫、骨肉腫なども悪性新生物に含まれます。不明な点はお問合せ下さい。
Q：ウィッグを購入したいのですが、医療用でないものは対象になりますか。
基本的にはカタログ等に「医療用」と明記されているものを対象としますが、医療用と同等であると認められる場合は対象となることもありますので、事前にお問合せ下さい。
Q：医療用ウィッグ以外の商品も購入したのですが、対象になりますか。
・毛付き防止や医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネットやインナーキャップは対象になります。 ・ヘアーエクステンション、専用シャンプーやブラシ等のケア用品、購入のために要した送料・手数料・交通費、補整具修理費は対象外です。
Q：乳がん術後用の下着を購入したのですが、対象になりますか。
・下着本体と下着とともに使用するパッドも対象になります。 ・専用洗剤等のケア用品、購入のために要した送料・手数料・交通費、補整具修理費は対象外です。
Q：人工乳房とはどのようなものですか。
シリコンなどの素材でできていて、専用接着剤で皮膚に直接貼り付ける等の方法で使用するものです。なお、乳房再建手術において使用するものも「人工乳房」と呼ばれますが、これについては保険適用となるため本助成金の対象外とします。
Q：乳がん術後用の下着を2つ購入したのですが、2つとも対象になりますか。
購入される個数は問いませんので、補整具すべての購入費合計額にてご申請ください。
Q：医療用ウィッグとパッドを購入した場合、それぞれの補整具ごとに助成金が交付されますか。
助成回数は助成対象者1人につき補整具の区分（乳房補整具・医療用ウィッグ）ごとに1回となります。乳房補整具と医療用ウィッグを購入した場合、それぞれの補整具ごとに助成金を交付します。
Q：過去に購入した補整具は助成対象となりますか。
令和7年度は令和6年4月1日以降に購入した補整具が対象となります。
Q：助成金は複数回申請できますか。
助成回数は助成対象者1人につき補整具の区分（乳房補整具・医療用ウィッグ）ごとに生涯で1回限りです。補助上限額2万円に達していない場合でも1回限りの助成となりますのでご注意ください。

申請について

Q：いつ申請すればよいですか。

対象補整具を購入した翌年度末日まで申請できます。

(例1) 令和7年3月31日(R6年度中)に購入 → 令和8年3月31日(R7年度末)までに申請

(例2) 令和7年4月1日(R7年度中)に購入 → 令和9年3月31日(R8年度末)までに申請

(令和8年度予算が確保されない場合、当事業は終了)

※がん治療に伴う外見の変化から年数が経っている場合でも、その状態が継続していて、現に補整具が必要である場合は対象となります。

※治療や補整具購入から長期間経過すると、申請に必要な書類を揃えるのが難しくなる可能性がありますので、早めに申請することをお勧めします。

※また、予算に限りがありますのでお早めに申請下さい。

※治療等ですぐに申請ができない場合はご相談ください。

Q：家族が手続きに行っても申請できますか。

助成対象者は補整具の使用者となりますが、申請者はご家族等が申請することが可能です。

その場合は通常の必要書類の他に、委任状、助成対象者・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・資格確認書等の加入医療保険のわかる書類など(※写し可))をお持ちください。

Q：提出書類の「診断名及び治療方法(抗がん剤治療の場合は薬剤名)が確認できる書類の写し」とはどのようなものですか。

・病状説明書・治療計画書・診療証明書等、医療機関から発行された書類の中からご提出ください。

(書類の標題や記載内容は医療機関によって異なります。)

・医療用ウィッグの場合は、診断名と治療による脱毛(抗がん剤名)が確認できる書類が必要です。

・乳房補整具の場合は、診断名と乳房切除手術等をしたことがわかる書類が必要です。

Q：領収書の様式は決まっていますか。

決まりはありませんが、〔購入日・購入店・購入者氏名・購入内容・購入金額〕が記載されているものとします。購入内容の内訳が記載されていない場合は、納品書や明細書などを併せてご提出ください。

Q：クレジットカード決済で購入しました。領収書がないのですが申請はできますか。

店舗によってクレジットカード決済でも領収書を発行できるようですが、発行されない場合は購入内容や支払金額が確認できる書類を提出してください。

(例)利用明細書やレシート等

Q：商品カタログがない商品を購入しました。どのような資料を添付すればよいでしょうか。

インターネット上の商品紹介ページ等を印刷したものでも結構です。いずれも入手できない場合は、購入した補整具の全体がわかる写真をご提出ください。

Q：申請に印鑑は必要ですか。

提出書類に押印欄はありませんが、書き間違えた部分を訂正する際に、訂正印として必要になることがあります。訂正印がない場合は、新しい用紙に書き直していただくことがあります。

Q：申請してから振込みまでどのくらい時間がかかりますか。

不備なく申請されてから、交付決定通知（郵送）までに2週間程度かかります。交付決定通知後、申請があった月の翌月の末日までに口座へお振込みいたします。